

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 41 号

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「生活保護法」を「条例第3条第2項第3号の規定による地域改善対策奨学金等の返還の債務（以下「債務」という。）の免除に係る同条第3項の規定による申請の日（以下「免除申請日」という。）において生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属し、かつ、当該免除を受けようとする債務を返還すべき期間の初日（以下「返還期間開始日」という。）から起算して1年以内に同法」に改め、同項第2号中「当該年度」を「返還期間開始日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）」に改め、同項第3号中「当該年度」を「返還期間開始日の属する年度」に改め、同項第4号中「条例第3条第2項第3号の規定による地域改善対策奨学金等の返還の債務（以下「債務」という。）の免除に係る同条第3項の規定による申請の日」を「返還期間開始日」に、「1月から3月までの間に当該申請があった」を「返還期間開始日が1月1日から3月31日までの間にある」に改め、同条第2項第1号中「生活保護法」を「免除申請日において生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属し、かつ、返還期間開始日から起算して1年以内に同法」に改め、同項第2号及び第3号中「当該年度」を「返還期間開始日の属する年度」に改め、同項第4号中「条例第3条第2項第3号の規定による債務の免除に係る同条第3項の規定による申請の日」を「返還期間開始日」に、「1月から3月までの間に当該申請があった」を「返還期間開始日が1月1日から3月31日までの間にある」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化市民局くらし安全推進部人権文化推進課)